

「朝鮮民主主義人民共和国による日本人拉致事件の早期・全面解決を求める意見書（案）」についての反対討論（要旨）

2004年9月議会

2004/10/5

わが党は、北朝鮮による日本人拉致事件について、早期・全面解決を求めることについては同意見であります。しかしながら、この意見書案にある特定船舶入港禁止法にもとづく経済制裁措置の発動については賛同できません。

わが党は、北朝鮮問題の解決にあたっては、①朝鮮半島の軍事的衝突の危機は絶対に避け、平和的、外交的手段で解決する。②拉致問題は国際犯罪であり、全面的究明と被害者家族の帰国を実現する。③戦前の植民地支配の歴史を清算し、日朝の国交を確立すること、これらを提起しています。

「特定船舶入港禁止法」が本年6月に成立いたしました。これは、「6カ国協議」や「日朝平壤宣言」に基づき日朝間の諸懸案を話し合いで解決をめざすという方向に逆行するものであります。

昨年8月に「6カ国協議」で確認された「平和的解決のプロセスの中で状況を悪化させる行動をとらない」との同意を順守することこそが、北朝鮮問題の平和的解決のために日本の果たすべき責務であり、経済制裁措置は解決の手段としてとるべきではありません。

以上の理由から本意見書案に賛成できないものであります。